

2020 人事院勧告・報告（一時金および人事管理）に対する談話

1. 人事院勧告に向けた民間給与実態調査はコロナ禍の影響により大幅に遅れていたが、人事院は一時金と月例給についてそれぞれ勧告・報告を行うこととし、10月7日、先行して一時金および公務員人事管理に関して勧告・報告した。一時金については本年の官民較差に基づき4.45月（0.05月の引き下げ）とし12月の期末手当で調整するとした。
2. 2020 人事院勧告に向けて、自治労・公務員連絡会は公務員の生活を守るための給与水準維持を求めてきたが、一時金0.05月の引き下げは、民間水準の反映とはいえ、新型コロナウイルス感染防止対策や多発する大規模災害の中で奮闘している職員の努力を踏まえると残念である。一方で、マイナス幅が小幅にとどまったことは、昨冬・今夏の一時金の官民比較を行う勧告制度の仕組みによるものと受け止めておく。
また、引き下げの調整を期末手当で行うとしたことについては、会計年度任用職員の処遇悪化に繋がりにくいこと、国の非常勤職員には勤勉手当が支給されていることや、常勤職員との権衡の観点から、柔軟な対応を求めていく必要がある。
人事院の一時金先行勧告を受けて、今後、各人事委員会においても一時金の先行勧告が想定されることから、引き続き人事委員会対策を強化しながら公平な公民較差を反映した勧告・報告を追求していく。
3. 公務員人事管理に関しては、新型コロナウイルス感染症対策としての在宅勤務など新たな働き方への変革、長時間労働是正やハラスメント防止対策の措置を求める内容について報告した。その他、人材確保や育成、非常勤職員の適切な処遇の確保についても盛り込まれたが、具体的な改善措置は示されなかった。一方で、定年の引上げの早期実施について政府に対する要請があらためて行われたことから、今後の法案審議について注視しつつ、各自治体では条例化と制度導入に向けた労使交渉・協議を早急に行うことが求められる。
4. 今後は、月例給について集計作業が行われ勧告・報告が示されることとなる。自治労は引き続き公務員連絡会に結集しながら公正な官民比較に基づく対応を求め、対策を強化していく。県本部・単組においても各人事委員会の勧告・報告に向けた検討状況について把握するとともに、公正な公民比較に基づく給与水準とするための勧告を求めていく。その上で、「自らの賃金・労働条件は労使交渉で決定する」という自治労運動の原則に立って、昇給・昇格運用の改善や会計年度任用職員の処遇改善、コロナ禍での新たな労働環境の整備など、具体的な要求を掲げ、その実現に向けた産別統一闘争を全力で展開する。

2020年10月7日

全日本自治団体労働組合
書記長 鬼木 誠